

高橋しんすけ 議員報告

無所属 市民議員 高橋伸介：1953.4.25生れ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色補正技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切合切を一人でこなす完全ひとり選挙の手法を貫き現在3期目。行財政改革系・納税者系・オンブズマン系の市民派市議会議員。



高橋しんすけ

で 検索

議員から発信中！

枚方市役所議会事務局〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel 072-841-1221 自宅〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくず)は2-27-6

t ut CBMKJ HGF DSA ut CBMKJ HGF Dt ut CBMKJ HGF DSA



今号では、昨年十二月に開催された定例議会での私の一般質問をご報告いたします。紙面の関係で一部分のみのご報告となりますが、私のホームページには全文を掲載しておりますのでご参照ください。

以上9項目の質問をしました。最近では国の経済状況と連動して、枚方市内の経済状況は悪化しています。行財政改革中心に議員活動をしている私のところにまで生活相談をお聞きすることが多くなっています。これは国、地方とも経済基盤が弱体化してきていることの証ですが、国の事はさておき、現在の市政では大胆な構造改革につながるプランは出てきておりません。

- 1.市内の経済状況と市の財政状況について
- 2.行財政改革の現状と今後について
- 3.給与条例について
- 4.生活保護等の実態について
- 5.市立第三中学校の仮設について
- 6.学校給食費の徴収について
- 7.市民病院について
医師に対する処遇改善について
エラストグラフィ導入について
- 8.公有地の不法占有について
- 9.府道13号線(京守線)楠葉交差点信号等について



質問の1と2では、枚方市民の所得水準とここ数年の変化、雇用情勢、市内の不動産取得の動向、小売店、飲食店、企業、デパートの売り上げ、各交通機関の乗降客数などの数値をお尋ねしましたが、残念ながら独自のデータを持っておられません。いずれも主要企業の決算書を行う政として確認したり、直接、聞き取りなどをしていけば容易に入手出来る内容です。特に市長部局などが地元金融機関の支店長クラスと定期的な意見交換の場を持つだけでも市内の景気動向にはより正確な実態把握が出来ると思います。議場では以下のように述べました。



私は枚方市政が大変危機的な、未曾有の事態に直面しつつあるように思っています。恐怖感すら感じているところですが、私はこの際、人件費や物件費のより一層の削減や、各事業部の抜本的見直しなど行財政改革を進める緊急対応策でも打たれるのが常道だと思います。市長にお尋ねする予定はありません。部長答弁では不安は払拭することは出来ませんでしたので市長の見解をお尋ねします。市長のご答弁をいただく前に一つお願いがございます。(次ページに続く)

枚方市には現行の各担当部以外に4つの部があるように思っています。一つは先ほどのご答弁にもあります「現状認識部」。二つ目は「国の動向見定め部」。三つ目が「よそに振る部」。四つ目が「議会軽視部」であります。特に議会軽視部は、昨年の歩きタバコの禁止条例や、最近では、先の男女共同参画推進条例の出し方でございます。市長のご答弁が、4つの部の統合の象徴のようなご答弁にならないよう、切に願ひましてご答弁をお願いします。

高橋しんすけ

市税収入がこの3年で数十億円も落ち込んでいるにもかかわらず、私の感覚では行財政改革への反応は鈍く、高給を保証されている市組織の雰囲気も事なかれの風潮を感じます。質問3では、住民サービスの公平公正を守るための職員の身分保障が、市民にとって裏目になることのないよう質問をいたしました。以下に議場でのやりとりを報告します。

市内の民間企業の経営状況は大変厳しいものがあります。「枚方商工だより」に目を通していても、もはや断末魔の叫びであります。市は

そのことを実感として受け止められているのでしょうか。私は感覚的にはこの550万円（一般職員の最高年収額）はまだ高いと思っています。いつまでも国家公務員に準じるのではなく、市としてきっちり調査し、これに基づき給与改定を行うことで思い切った人件費の削減を図る必要があると思いますが、どのように考えておられるのかお聞かせください。



【答弁・総務部 長沢部長】

現行法制下においては、人事院が毎年行う「職種別民間給与実態調査」による詳細な官民給与比較に基づいた給与勧告に準じて改定を行うことが、地方公務員においても社会経済情勢に適応した適正な給与水準の確保につながるものと考えております。

いま部長は「地方公務員においても社会経済情勢に適応した適正な給与水準の確保」とおっしゃいましたが、「確保」というのは市民の皆さんの税金から「確保」されるのですから、地元経済や市民所得の実態調査は不可欠ではないですか。

高橋しんすけ

今回より議会改革の一環で、2回目質問からは一問一答方式が選択

できるようになりました。「生活保護等の実態について」も議場のやりとりを再現して掲載します。

冒頭に申し上げたように厳しい経済情勢が続いている中、生活保護は住民にとっては最後のセーフティーネットであります。市役所別館の保護課前には人の途切れることがないようにも感じます。先の決算委員会で質疑が行われましたが、改めて本市における生活保護の相談数、申請数、受給者数の現状をお尋ねします。

高橋しんすけ

【答弁・福祉部 木村部長】
生活保護の相談等につきましては、例年であれば、月80件の相談のうち50件ほどの申請ですが、昨年十二月より増え始め、経済不況による派遣切りや、雇止めなどから、相談・申請に来られる方も増え、申請数については、本年四月より月百件前後で、世帯数は十月末と比較しますと、3789世帯から4314世帯と保護人員は、5807人から6597人とそれぞれ約14%増加しています。

（ここから一問一答）



そこでお尋ねしますが、相談即申請などの行為は行われていないとは思いますが、今年、本市では2件の不

正受給の摘発があったところです。生活保護の相談・申請については適正に行われているのかお尋ねします。

【福祉部長】生活保護の相談・申請については、窓口において、生活保護制度の説明や相談者の状況などを十分にお聞きし、適切な助言等の対応をしています。

(2)

本年3月に廃止になった母子加算が十二月より復活になりましたが、モデルケースとして子供3人を持つ母子世帯の生活保護基準はどれくらいになるのか、また、その世帯における扶助についてどのようなものがあるのかお尋ねします。

高橋しんすけ

【福祉部長】高校生、中学生、小学生の子供3人と30代の母のケースにつきまして、家賃55,000円の場合の基準と扶助を申し上げますと、生活扶助が母子加算26,040円を含め245,390円、住宅扶助が55,000円で、子供の教育関連費が、3人で30,270円、総計30,660円になります。これに加えて十二月は期末一時扶助56,720円が支給されますので、387,380円となります。その他に高校生には高校授業料・通学費（生業扶助）等、病院にかかれば医療扶助をします。

ちよつとお聞きするのを忘れましたが、新型インフルエンザの予防接種などの費用はどのようになりますか。

高橋しんすけ

【福祉部長】従来のインフルエンザの予防接種同様免除になります。

今、お尋ねしましたモデルケースでは、1年間の総額はいくらになりますか。

高橋しんすけ

【福祉部長】生活扶助について、四月から十月までが325,240円と十一月から三月までは冬期加算が月5,410円加算され、住宅扶助、教育関連費を合わせまして年間3,986,700円になります。

(議場がどよめく)



モデルのケースでは十二月には387,380円をお受け取りになり、サラリーマンでいう手取り年収では3,986,700円になることがわかりました。サラリーマンなどの給与所得として源泉徴収票ベースの総支払額、所得控除前の金額では確実に500万円を超える金額になるのではないかと思います。それに税金により補填され無料となる 生業扶助と医療扶助があるわけです。マスコミ等の報道とは相当異なる印象です。不謹慎な言い方になるかもしれませんが、

多くの市民がお聞きになれば「相当安心で魅力的な制度」とうつるようになっています。逆に厳しい経済情勢の中、自立自助されている方の所得がモデルケースより低い場合、矛盾を感じられるのではないのでしょうか。国の制度とはいえ、4分の1の扶助と周辺サービスは市の負担でござい

ます。これでは自立の努力をするよりも受給を続ける思いが強くなるようにも思います。常に自助自立に向けた取り組みを進めていただき、保護申請にあつては充分慎重に進めていただきますようお願いいたします。

さて、本市には、高齢者専用賃貸住宅(高専賃)というものが多くあり、近隣の府県などから、高齢者の方が転入してくるといふことを側聞しています。本市においてそのような実態があるのか、また、高齢者専用賃貸住宅の入居者の生活保護費は本市が負担することになるのかお尋ねします。

高橋しんすけ

【福祉部長】近隣府県、とりわけ京都府の高齢者が、枚方市内にある高齢者専用賃貸住宅に転居してくるケースが増加している事実は認識しています。実態としては、他市の病院に入院されていた方が、退院時に病院から本市の高齢者専用賃貸住宅を

紹介されて来られたり、他市での生活保護を受けてこられた方の在宅生活が難しくなり、引き継ぐケースも多くあります。高齢者専用賃貸住宅は、通常の住居扱いですので、居住された方が被保険者であれば本市の生活保護受給者となります。

いやいや驚きました。私はふと、深沢七郎氏の「楢山節考(ならやまぶしこう)」という小説を思い出しました。山に囲まれた信州のある村ですが、食糧事情の極めて悪い地域で、生産力を失い年老いた母親を、楢山まいりと称して冬の山へ捨てに行く悲しい話であります。姥捨て山であります。他の自治体へ送る、自治体による姥捨て山に本市はされているわけです。自治体による棄民政策であります。人権上も問題があるようにも思います。そこでお尋ねしますが、部長、他市はなぜそのような事をするとお思いでしょうか。



【福祉部長】本市の高齢者専用賃貸住宅に入居されるのは、京都府からの方が多く見受けられます。それは入居費が低廉な本市の高齢者専用賃貸住宅の情報を得られ転入が増えているものと考えます。

さすがに部長の口から姥捨て山だと棄民政策だとの言葉は聞かれませんが、内心、近隣自治体のやり口にお怒りのことと思います。ただ、この場で他市のやり口について議論しても解決はしません。ただでさえ高齢世帯の自然増加が予想されるうえ高齢者専用賃貸住宅などに転入者の大幅増加などで職員の事務負担が増えていると思います。最低生活の保障と本来のケースワーカーの仕事で生活保護の目的である自立自助の適正な事務のための必要な人員配置は出来ているのでしょうか。



【福祉部長】現在、保護世帯の増加により、保護課のケースワーカー数を標準数で割ると1.5名不足となっています。加えて、必要な指導、ケアス処理のためには、査察指導員も更に必要となります。今後、移動時期に合わせて必要な職員数の確保、また、事務所スペースの拡充も必要ですので、別館一階に配置されている福祉部のレイアウトについても検討し、適切な事務執行を行える体制を図っていききたいと考えています。

(要望として)

保護課は人員も少ない中で、本年五月と十月には不正を摘発するなどよく頑張っていたと思います。生活保護は市民の最低生活を保障するものであり、国民の権利でもあるので生活保護を削るということは出来ませんが、今後も生活保護世帯が増加するものと考えられます。また、様々な扶助額の増加により枚方市の他の行政サービスに影響を及ぼすことも考えられます。

生活保護にかかる扶助費の4分の1は市が負担している部分であります。

保護の制度は法定受託事務であり国の定めた保護の基準を引き下げることが出来ませんが、法の整備や人件費や事務経費などの適切な措置を国などに要望を行うことや適正な職員配置などでより一層の生活保護業務の適正化に取り組んでいただきますよう要望いたします。

高橋しんすけ

生業扶助と医療扶助とは



【生業扶助】

生活保護法では、第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長するこ

- とのできる見込のある場合に限る。
- 1、生業に必要な資金、器具又は資料
 - 2、生業に必要な技能の修得
 - 3、就労のために必要なもの
- となっております。

【医療扶助】

生活保護法では、第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1、診察
 - 2、薬剤又は治療材料
 - 3、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - 4、居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 5、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 6、移送
- となっております。

「扶助」(ふじよ)とは、記載した項目に関して、必要な物の現物支給や費用の負担なし＝無料ということですよ。

しんすけ



今号では、昨年十二月の一般質問の内容を抜粋しまとめてみました。字が小さくなりましたが、是非お読みください。

さい。また、私のホームページには現在暫定版を全文アップしていますが、三月末以降は枚方市議会のホームページから確定版を読むことができます。次号は三月議会で明らかになった市の財政状況特集する予定です。どうぞお楽しみに。

なお、中司前市長の初控訴審(高裁)が6月中旬に始まるようです。良い結果となるよう期待しています。

最後に、私の一般質問の傍聴をされた市民の方から感想が届きましたので掲載します。

傍聴の感想(四十代女性)

今回から2回目の質問以降は一問一答形式でわかりやすくなると聞き、期待して受けました。これまでは議員が質問をまとめて読み、それが終わってから担当各理事者がまとめて答弁していたので、どうしても臨場感が薄れ、聞いていても今ひとつピンとこなかったのですが、今回は議員と理事者が交互にちゃんとやりとりしているのを見て取ることができてとてもわかりやすかったです。

これからは聞いていて面白い質疑とそうでない質疑の差がこれまで以上にはっきり出るかもしれませんね。答弁を引き出して食らいつくという質問の醍醐味を味わえて大満足でした!

議員のホームページや議員報告(ペーパー版)は政務調査の目的により運用しております。市政に関するご意見、ご提言、ご感想をお寄せ下さい。尚お名前やご住所は他の目的を持って使用することはありません。

くずは駅前報告～ライブ通信

(2010.2現在 612回目のご報告)

くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30～8:30

(土日祝雨天そして用事のある日は休みです)

tut CBMKJ HGF DSA ut CBMKJ



ようやく駅前報告再開です。ガンバリマス!